

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

当麻町は、地方税賦課徴収関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

当麻町では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、町が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。  
地方税賦課徴収関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約書において個人情報取扱特記事項を付している。

## 評価実施機関名

北海道当麻町長

## 公表日

令和1年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収関連事務
②事務の概要	<p>【概要】            本事務は、地方税法その他の地方税法に関する法律及び町税条例の規定に基づき、賦課徴収又は調査をするための事務である。            番号法では、別表第一項番16に基づき、地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものに関する事務で個人番号を利用する。</p> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】            ①地方税の賦課徴収のため、納税者等からの申告、届出及び調査等により入手した課税情報を管理する。            ②徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。            ③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。            ④納税者の宛名情報の特定や突合を行うため、宛名情報を管理する。</p> <p>【具体的な手続き】            ①地方税の課税標準の決定又は更生、税額の決定又は更生、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)            ②個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用            ③個人住民税の障害者控除の適用            ④個人住民税の課税(家屋敷課税)            ⑤個人住民税の減免            ⑥固定資産税の減免            ⑦軽自動車税の障害者減免            ⑧軽自動車税の減免</p>
③システムの名称	総合行政システム(個人住民税システム、法人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、申告相談システム、収納管理システム、滞納管理システム)、団体内統合宛名システム、地方税ポータルシステム、国税連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、申告相談情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、団体内統合宛名システム、地方税ポータルシステム、国税連携情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(項番16)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input checked="" type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)            ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項            (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            ・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	当麻町 税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	当麻町(総務課庶務係) 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 0166-84-2111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	当麻町(総務課庶務係) 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 0166-84-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

